

経営状況分析

解説 & 申請の手引き

第5版

登録番号4

ワイズ公共データシステム株式会社

ごあいさつ

平成16年3月1日より、公益法人改革の一環として「経営状況分析」が指定機関制度から登録機関制度に変更されました。

『ワイズ公共データシステム株式会社』は、親会社である株式会社ワイズにおける長年の経審関連システムの開発実績と数多くのお客様のご指導に基づき、平成16年3月、国土交通省のシステム及び資格審査に合格し、同年5月12日に初の民間経営状況分析機関（3機関同時）として登録されました。

ワイズ公共データシステム株式会社は、

中小建設関連企業に役立つサービスを提供し続けることにより、事業の成功と共に、顧客企業を発展に導く

ことを Mission（使命）に設立された組織で、『中小建設企業と支援組織（行政書士、税理士、会計士等）に将来展望をもたらす分析機関のリーダーとなる』ことを Vision（目標）にいたしております。

我々の重視する Values（価値観）として、

- | | |
|--------------|---------------------------|
| § 親切であること | § 誠実であること |
| § スピーディであること | § プロフェッショナルであること |
| § 常に創造し続けること | § Win - Win(互惠)の関係を重視すること |

の6つを掲げております。

法令規制要求事項を遵守し、信頼性の高い経営状況分析業務を行うのは当然のこととして、分析料金の低減や期間の削減、お客様が更に発展するための情報提供の実施、情報保護を重視した新しいマネジメントシステムの構築等、お客様のご要望や時代の流れを即時に反映させながらより良いサービスの継続的な改善に努めて参ります。

なお、この冊子は経営状況分析の申請の際にお使い頂く解説&手引き書です。最善を尽くしたつもりではございますが、ご不明な点やお気に召さない点等がございましたら遠慮なくご一報ください。すぐに対応いたします。

今後とも末永いお付き合いとご指導の程よろしくお願い申し上げます。

ワイズ公共データシステム株式会社

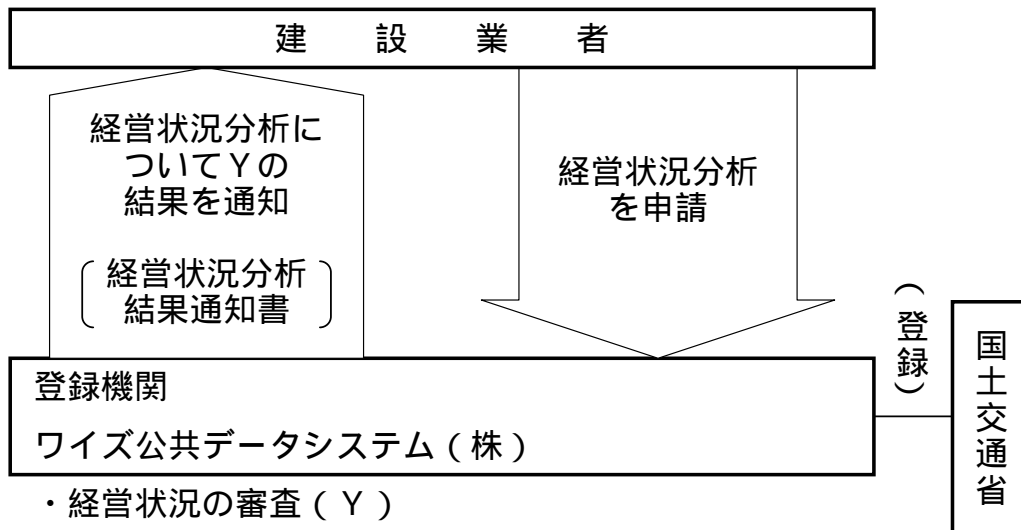
目次

経営事項審査の手順.....	1
経営状況分析の申請.....	2
1. 分析申請書類の送付先.....	2
2. 受付日時.....	2
3. 分析申請書用紙の入手方法.....	2
4. 分析手数料.....	3
5. 分析状況お問い合わせシステムについて.....	4
6. 分析の申請に必要な提出書類.....	5
申請における留意点について.....	9
分析申請書類の記載例.....	10
1. 経営状況分析申請書.....	10
2. 経営状況分析申請書の記載要領.....	11
3. 国土交通大臣・都道府県知事コード表.....	13
4. 処理の区分.....	13
5. 分析手数料に係る「郵便振替払込受付証明書」（分析手数料払込票）.....	15
財務諸表の作成について.....	16
1. 作成にあたっての注意点.....	16
2. 貸借対照表.....	17
3. 損益計算書.....	22
4. 完成工事原価報告書.....	25
5. 株主資本等変動計算書.....	26
6. 決算期変更等による財務諸表（損益計算書等）の換算が必要です.....	27
7. 「仮払税金」「仮払法人税等」について.....	27
8. 「仮払消費税」「仮受消費税」について.....	29
9. 「未払法人税等」「法人税、住民税及び事業税」について.....	29
様式（雛形）.....	32
1. 兼業事業売上原価報告書（雛型）.....	32
2. 当期減価償却実施額、受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高（雛型）.....	33

電子申請について	34
1. 電子申請を行うときの注意事項.....	34
2. データの作成方法	34
経営状況分析の 8 指標	35
1. 分析指標（X1～X8）の意味と算出方法（単独決算の場合）	35
その他注意点	37
1. 経営状況分析結果通知書	37
2. 特殊事例について	37
3. 建設工事の種類ごとの総合評定値の算出方法	37
4. 虚偽記載への罰則の適用	37
5. 経営規模等評価結果・総合評定値と入札参加資格申請	37

① 経営事項審査の手順

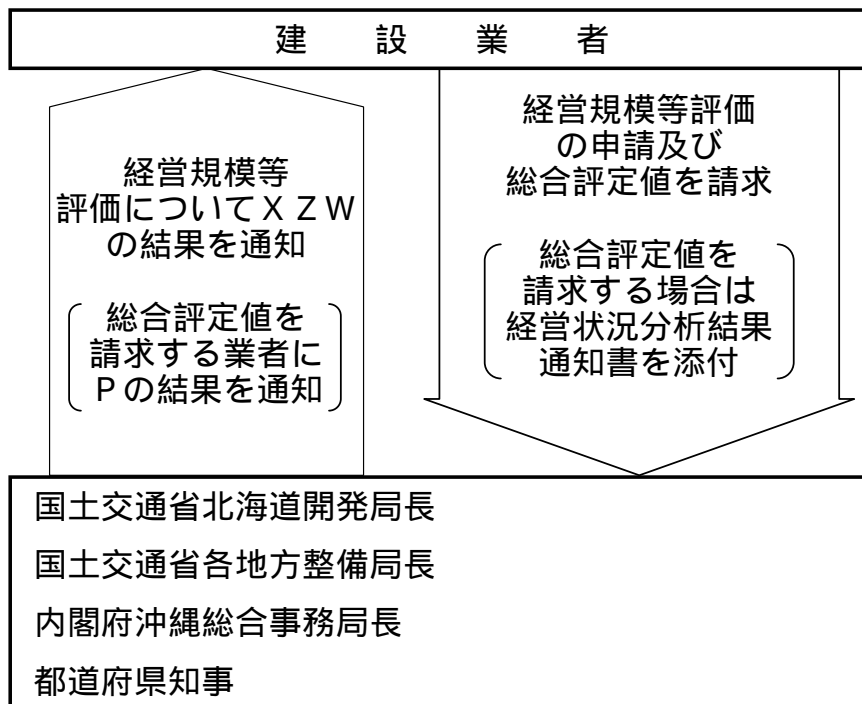
・ 経営状況分析 (Y)



- ・ 経営状況の審査 (Y)

弊社は第4号の経営状況分析機関として国土交通省の登録を受けております。

・ 経営規模等評価 (X Z W) 及び総合評定値 (P)



- ・ 経営規模の審査 (X)
- ・ 技術力の審査 (Z)
- ・ その他の審査項目の審査 (社会性等) (W)
- ・ 総合評定値 (P) = X Z W + Y

② 経営状況分析の申請

1. 分析申請書類の送付先

分析申請書類の送付先は次のとおりです。

郵送先（私書箱）

〒380-8790
郵便事業(株) 長野支店 私書箱 18号
ワイズ公共データシステム(株)

事務所 所在地

〒380-0815
長野県長野市田町 2120-1
TEL 026-232-1145
FAX 026-232-1190

申請プランにより郵便番号が異なりますのでご注意ください。

〒380-8790 : フルサービスプランでご申請頂く場合

〒380-8600 : エコノミープランでご申請頂く場合

なお、宛先は同じになります。申請プランについては、3頁をご覧ください。

2. 受付日時

分析申請書類は弊社が規定する営業日の午前9時から午後5時まで、郵便又は持参により受け付けております。

営業日カレンダーは弊社ホームページ (<http://www.wise-pds.jp/>) にてご確認ください。

3. 分析申請書用紙の入手方法

弊社より入手

- 申請書や振込用紙等をご希望の方は弊社までご連絡ください。無償で送付いたします。

弊社ホームページより入手

- <http://www.wise-pds.jp/> より申請書をダウンロード

システムを利用して作成する

- 『Wisdom2008 経審計算書類作成システム』（(株)ワイズより販売中）
- 以下のシステムは無償配布いたしております。お気軽にご請求ください。
- ◇ 詳細は弊社ホームページにてご確認ください。

- 建設業者様向け『経審マネージャ』

- 代理・代行者様向け『電子申請支援システム 建設業統合版』

パソコン、ワープロの専用ソフトにて作成したもの（ただし、必要項目が不足している様式、大幅に書式の異なる申請書は受け付けできません）

4. 分析手数料

料金価格体系は下記の表のとおりになります。価格や結果通知書発送までの日数等により選択できるようになっております。

エコノミープラン 価格を重視した、格安での経営状況分析をご提供

分析料金		分析日数 (平均発送日数)	振込手数料	郵送料・ 配達記録料
ISO 取得業者	9,000 円	指定不可 (約 1 週間)	無料 (弊社負担)	有料 (お客様負担)
ISO 未取得業者	9,400 円			

フルサービスプラン お客様のニーズに合わせて、結果通知書発送までの日数を選択可能

分析料金		分析日数 (平均発送日数)	振込手数料	郵送料・ 配達記録料
標準	個人 12,000 円	9 営業日以内 2007 年度実績 平均 3.23 営業日 (9.2%スピードアップ達成)	無料 (弊社負担)	無料 (弊社負担)
	法人 13,000 円			
ゆっくり	個人 11,000 円	18 営業日以内 (約 1 週間)		
	法人 12,000 円			
特急	個人 24,000 円	3 営業日以内		
	法人 26,000 円			
超特急	個人 36,000 円	1 営業日以内		
	法人 39,000 円			

各プランにより特典に違いがあります。詳細は弊社ホームページ (<http://www.wise-pds.jp/>) にてご確認ください。

各プランに合わせた申請用封筒をご用意してあります。資料請求(無料)は、電話、FAX、メール、ホームページにて受け付けておりますので、ご希望の際は、ご連絡ください。

手数料は弊社所定の払込用紙により、払い込みください。なお、振込手数料は弊社負担とさせていただきます(払込用紙(見本)は15頁参照)。

なお、「郵便振替払込受付証明書」は、経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。

5. 分析状況お問い合わせシステムについて

経営状況分析の進捗状況がリアルタイムでわかります。

ワイズ公共データシステムのトップページから、「分析状況お問い合わせシステム」を選択してください。



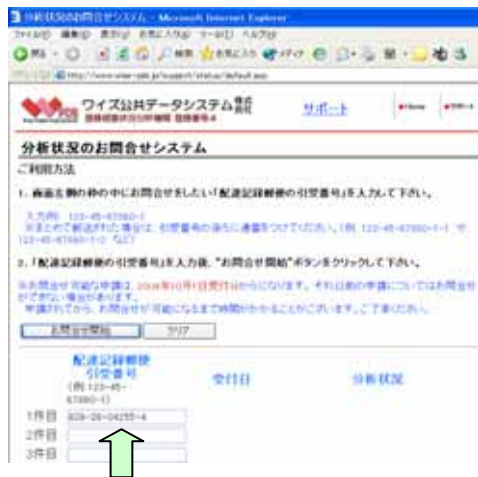
次に「オンライン申請」「紙・FD申請」のどちらかを選択してください。

(紙申請は に、オンライン申請は 以降に続く)



紙・FD申請の場合

「配達記録郵便引受番号」欄にお手元の「引受番号」を入力し、「お問い合わせ開始」ボタンをクリックしてください。



オンライン申請の場合

「電子証明書」或いは ID・PW によりログイン後、「分析申請の履歴の確認」をクリックしてください。状況が表示されます。



まとめ申請用封筒でご申請頂いた場合等の配達記録郵便引受番号につきましては、弊社までお問い合わせください。

6. 分析の申請に必要な提出書類

法人業者さま

書類名	初年度 必要資料	次年度 以降 必要資料	注意事項
経営状況分析申請書			<ul style="list-style-type: none"> 前項「3. 分析申請用紙の入手方法」のいずれかで入手した様式をご利用ください（記載 10 頁参照） 代理人申請の場合、代理人の記名、捺印が必要です
財務諸表 <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 損益計算書 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 建設業法施行規則別記 様式第 15 号～17 号の 2 	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行規則に則り記入願います 「消費税抜き」で作成願います。なお、<u>免税事業者は「消費税込み」</u>で作成願います 金額は千円単位の表示で千円未満の端数は切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかになります 注記事項も必ず記載、添付してください 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高がある場合には、注記表の記載要領 1 にかかわらず、注 3 (2) にも記載してください 決算月が 1 2 ヶ月に満たない場合は、財務諸表と別に換算報告書を提出してください
	前期		
	前々期		
税務申告書 <ul style="list-style-type: none"> 別表 16 (1) 別表 16 (2) 	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 「当期減価償却実施額」を確認するために別表 16(1)と(2)が必要です 「一括償却資産」「少額減価償却資産」「無形固定資産」も減価償却費として処理されている場合は、別表 16(7)、(8)等も必要です 「当期減価償却実施額」が「0」の場合は提出する必要はありません
	前期		
前々期の 当期減価償却実施額 の金額の分かる書類		前々期	<ul style="list-style-type: none"> 弊社へ初回申請時のみ、前々年の「当期減価償却実施額」の金額が必要になります。 電子申請の場合、前々期の入力をしてください。 電子申請でない場合は、前々期の下記のいずれかの書類が必要となります。 (1) 経営状況分析申請書の写し (2) 経営状況分析終了（結果）通知書の写し （前々期に該当する結果通知日が平成 20 年 3 月 31 日以前のものに限ります） (3) の書類 (4) 上記書類いずれも揃わない場合は、その他金額を証する書類（自作書類可・33 頁参照）

書類名	初年度 必要資料	次年度 以降 必要資料	注意事項
建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書の写し			
郵便振替払込受付証明書			・経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください
兼業事業売上原価報告書	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合のみ提出してください(32頁参照) ・決算月が12ヶ月に満たない場合は、換算報告書も提出してください
	前期		
	前々期		
委任状の写し	(代理人申請時のみ)		・委任状の写しは代理人申請のお客様のみ提出してください
フロッピーディスク (又はCD-Rも可)	(FD電子申請の方のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・フロッピーディスクのラベルには許可番号、会社名、審査基準日を明記してください(34頁参照) ・下記3製品でFD電子申請が可能です ●(株)ワイズ製品 『Wisdom2008 経審計算書類作成システム』 ●ワイズ公共データシステム無償配布製品 建設業者様向け 『経審マネージャ』 ●ワイズ公共データシステム無償配布製品 代理・代行者様向け 『電子申請支援システム 建設業統合版』 ・ID・パスワード方式による申請の詳細につきましては、弊社ホームページにてご確認ください
	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	
	前期		
	前々期		
経営状況分析申請に関する 補足書類			・代理、代行人申請される方で弊社に初回申請時のみ、必要事項をご記入の上、提出してください

上記書類の他、分析に必要な資料(税務申告用書類等)の提出又は提示をお願いする場合があります。

連結決算の上場企業様の場合、有価証券報告書の連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結会計方針・セグメント情報を含む注記事項の写し)が必要となります。

「初年度」とは弊社への申請が初めての方の初回提出を指します。

申請方法別による必要な提出書類は申請用封筒にてご確認ください。

個人業者さま

書類名	初年度 必要資料	次年度 以降 必要資料	注意事項
経営状況分析申請書			<ul style="list-style-type: none"> 前項「3.分析申請用紙の入手方法」のいずれかで入手した様式をご利用ください（記載10頁参照） 代理人申請の場合、代理人の記名、捺印が必要です
財務諸表 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 建設業法施行規則 別記様式第18号・19号	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行規則に則り記入願います 「消費税抜き」で作成願います。なお、<u>免税事業者は「消費税込み」</u>で作成願います 金額は千円単位の表示で千円未満の端数は切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかになります 注記事項も必ず記載、添付してください 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高がある場合には、金額を証する書類（自作書類可・33頁参照）を添付してください 決算月が12ヶ月に満たない場合は、財務諸表と別に換算報告書を提出してください
	前期		
	前々期		
青色申告書一式の写し 又は収支内訳書一式の写し （減価償却費の計算書を含む）	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> 「当期減価償却実施額」を確認するために必要です 「当期減価償却実施額」が「0」の場合は提出する必要はありません
	前期		
前々期の 当期減価償却実施額 の金額の分かる書類	前々期		<ul style="list-style-type: none"> 弊社へ初回申請時のみ、前々年の「当期減価償却実施額」の金額が必要となります。 電子申請の場合、前々期の入力をしてください。 電子申請でない場合は、前々期の下記のいずれかの書類が必要となります。 (1) 経営状況分析申請書の写し (2) 経営状況分析終了（結果）通知書の写し（前々期に該当する結果通知日が平成20年3月31日以前のものに限り） (3) の書類 (4) 上記書類いずれも揃わない場合は、その他金額を証する書類（自作書類可・33頁参照）
建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書の写し			
郵便振替払込受付証明書			<ul style="list-style-type: none"> 経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください

書類名	初年度 必要資料	次年度 以降 必要資料	注意事項
兼業事業売上原価報告書	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合のみ提出してください(32頁参照) ・決算月が12ヶ月に満たない場合は、換算報告書も提出してください
	前期		
	前々期		
委任状の写し	(代理人申請時のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・委任状の写しは代理人申請のお客様のみ提出してください
フロッピーディスク (又はCD-Rも可)	(FD電子申請の方のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・フロッピーディスクのラベルには許可番号、会社名、審査基準日を明記してください(34頁参照) ・下記3製品でFD電子申請が可能です ●(株)ワイズ製品 『Wisdom2008 経審計算書類作成システム』 ●ワイズ公共データシステム無償配布製品 建設業者様向け 『経審マネージャ』 ●ワイズ公共データシステム無償配布製品 代理・代行者様向け 『電子申請支援システム 建設業統合版』 ・ID・パスワード方式による申請の詳細につきましては、弊社ホームページにてご確認ください
	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	
	前期		
	前々期		
経営状況分析申請に関する 補足書類			<ul style="list-style-type: none"> ・代理、代行人申請される方で弊社に初回申請時のみ、必要事項をご記入の上、提出してください

上記書類の他、分析に必要な資料(税務申告用書類等)の提出又は提示をお願いする場合があります。

「初年度」とは弊社への申請が初めての方の初回提出を指します。

申請方法別による必要な提出書類は申請用封筒にてご確認ください。

③ 申請における留意点について

国土交通省よりの通達（国総建第271号）により、分析業務において以下についての確認を行います。申請書類作成時にご留意頂けますよう宜しくお願い致します。

<input type="checkbox"/>	経営状況分析申請書に記入した当期と前期の当期減価償却実施額は、別表 16(1)及び(2)、その他減価償却実施額が確認できる資料と金額が一致していますか？	
<input type="checkbox"/>	前々期の当期減価償却実施額の金額が確認できる書類はありますか？	
<input type="checkbox"/>	当期、前期、前々期の受取手形割引高の金額が確認できる書類はありますか？	
<input type="checkbox"/>	当期、前期、前々期の受取手形裏書譲渡高の金額が確認できる書類はありますか？	
<input type="checkbox"/>	財務諸表は建設業施行規則に定められた様式及び記載要領に則って作成してありますか？	
<input type="checkbox"/>	決算期が12ヶ月に満たない場合、換算報告書がありますか？	
<input type="checkbox"/>	法人	貸借対照表と株主資本等変動計算書の「純資産合計」が一致していますか？
<input type="checkbox"/>		損益計算書の「当期純利益（当期純損失）」と株主資本等変動計算書の「当期純利益」が一致していますか？
<input type="checkbox"/>		損益計算書と完成工事原価報告書の「完成工事原価」が一致していますか？
<input type="checkbox"/>		前期の株主資本等変動計算書の「純資産合計」の当期末残高と当期の株主資本等変動計算書の「純資産合計」の前期末残高が一致していますか？
<input type="checkbox"/>	個人	貸借対照表と損益計算書の「事業主利益（事業主損失）」が一致していますか？
<input type="checkbox"/>		前期の貸借対照表の「純資産合計」と当期の貸借対照表の「期首資本金」が一致していますか？
<input type="checkbox"/>	兼業事業売上原価がある場合、損益計算書と兼業事業売上原価報告書の「兼業事業売上原価」が一致していますか？	
<input type="checkbox"/>	貸借対照表の資産の部及び負債の部に「貸倒引当金」以外の負の数値が計上されていませんか？	
<input type="checkbox"/>	損益計算書に損失を表す科目、「法人税等調整額」及び「法人税、住民税及び事業税」以外に負の数値が計上されていませんか？	
<input type="checkbox"/>	消費税課税事業者の場合は税抜方式、免税事業者の場合は税込方式になっていますか？	
<input type="checkbox"/>	貸借対照表に「仮払税金」、「仮払法人税等」の計上はありませんか？	
<input type="checkbox"/>	貸借対照表に「仮払消費税」、「仮受消費税」の計上はありませんか？	
<input type="checkbox"/>	流動資産にある「受取手形」「完成工事未収入金」等の営業債権に、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないものは含まれていませんか？	
<input type="checkbox"/>	「未成工事支出金」の内訳に不良化しているもの又は不明なものはありませんか？	

上記以外にも確認事項等がある場合には、追加書類（税務申告用書類等）や修正を依頼することがあります。ご理解とご了承頂けますよう宜しくお願い致します。

④ 分析申請書類の記載例

1. 経営状況分析申請書

ペン又はボールペンで記入、
又はパソコン等で印刷する。

様式第二十五号の八（第十九条の三関係）

（用紙A4）

経営状況分析申請書（平成20年4月新経審用）

建設業法第27条の2第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成 20 年 4 月 1 日

登録経営状況分析機関代表者

ワイズ公共データシステム株式会社

代表取締役 藤井正紀 殿

代理人申請の場合、申請者の他に申請書、財務諸表、添付書類を作成した方は氏名を併記し押印してください。この場合は作成に係る委任状の写しの添付をお願いします。

〒380-0815 長野県長野市田町 2120-1

株式会社 ワイズ建設

代表取締役 ワイズ一郎 印

別表-1 国土交通大臣・都道府県知事コード表より記入する。

申請年月日	01 平成 20 年 04 月 01 日
申請時の許可番号	02 大臣 知事 コード 00 国土交通大臣 許可 (一般) 第 123456 号 平成 18 年 02 月 01 日
前回の申請時の許可番号	03 大臣 知事 コード 00 国土交通大臣 許可 (一般) 第 000000 号 平成 00 年 00 月 00 日
審査基準日	04 平成 19 年 12 月 31 日
審査対象事業年度	05 期間 平成 19 年 01 月 01 日 ~ 平成 19 年 12 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② 00
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	06 期間 平成 18 年 01 月 01 日 ~ 平成 18 年 12 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② 00
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	07 期間 平成 17 年 01 月 01 日 ~ 平成 17 年 12 月 31 日 処理の区分 ① 00 ② 00
法人又は個人の別	08 1 (1.法人 2.個人)
前回の申請の有無	09 2 (1.有 2.無)
単独決算又は連結決算 の別	10 2 (1.単独決算 2.連結決算)
商号又は名称のフリガナ	11 ワイズケンセツ
商号又は名称	12 (株)ワイズ建設
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	13 ワイズ イチロウ
代表者又は個人の氏名	14 ワイズ 一郎
主たる営業所の所在地	15 郵便番号 380-0815 長野県長野市田町 2120-1
主たる営業所の電話番号	16 026-232-1145
当期減価償却実施額	17 0.000.000.000 (千円)
前期減価償却実施額	18 0.000.000.000 (千円)
(備考欄)	

右詰めで記入し左余白は「0」で埋める。

前回申請時の許可番号と異なる場合のみ記入する。

申請書の記載要領を参照して記入する。

項番 04 の審査基準日を基準に記入する。

ハイフン「-」で継ぎ左詰めで記入する。

法人の種類を表す文字は記載要領を参照して記入する。この部分のフリガナは不要。

申請書の記載要領を参照して記入する。

備考欄は記入不要です。

〒 所属等 総務部 氏名 ワイズ 次郎 電話番号 026-232-1145 ファックス番号 026-232-1190

E-mail Info@wise-pds.jp

別紙ワイズ公共データシステム株式会社経営状況分析業務委託契約約款を承認のうえ申請します。

再審査申請をします。(既にワイズ公共データシステムで申請済の審査基準日において再審査を希望される場合はレを付けてください)

行政書士等、代行者が書類を作成した場合は氏名、
電話番号、FAX 番号を余白に記入してください。

ワイズ行政書士事務所 ワイズ三郎
TEL.026-123-4567 FAX.026-123-8910

再審査を希望される場合はレをつけてください。

2. 経営状況分析申請書の記載要領

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印してください。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。
- 2 （備考欄）の枠内には記入しないでください。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。数字を記入する場合は、例えば□□**1****2**のように右詰めで記入してください。
- 4 項番01「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記入してください。
- 5 項番02「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣
知事」及び「般
特」は、不要のものを消してください。
- 6 項番02「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事 コード」のカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表-1（3. 国土交通大臣・都道府県知事コード表）の分類に従い、該当するコードを記入してください。「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。
 「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。
- 7 項番03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入してください。
- 8 項番04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表-2（4. 処理の区分）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、**1****5**年**0****3**月**3****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。
- 9 項番05「審査対象事業年度」の欄の「至平成□□年□□月□□日」のカラムには審査基準日等を、「自平成□□年□□月□□日」のカラムには審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表（処理の種類）の例により記入し、例えば審査基準日等が平成15年3月31日であれば、**1****5**年**0****3**月**3****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。
 また、「処理の区分」の は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。
 「処理の区分」の は、別表-2（4. 処理の区分）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日
01	6か月ごとに決算を完結した場合

	(例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度 その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登 記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年4月1日～至平成16年3月31日 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業 年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年1月1日～至平成15年12月31日
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初 の事業年度について申請するとき 自平成15年10月1日～至平成16年3月31日
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平 成16年3月31日)より前の日(平成15年11月1日)に申請するとき 自平成15年10月1日～至平成15年10月1日

10 項番06「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成□□年□□月□□日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を9の例により記入してください。

11 項番07「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成□□年□□月□□日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を9の例により記入してください。

12 項番09「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入してください。

13 項番10「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入してください。

14 項番11「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記入しないでください。

15 項番12「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入してください。

(例 (株)甲建設、乙建設(有)等)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

16 項番13「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。

17 項番14「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入してください。

18 項番15「主たる営業所の所在地」の欄には、郵便番号、都道府県名、市区町村名、街区符号

及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については - (ハイフン) を用いて、例えば「1丁目2番地3号」なら「1 - 2 - 3」のように記入してください。

19 項番16「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、例えば026-232-1145のように記入してください。

20 項番17「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した方は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記入してください。

「2」と記入した方は、記入する必要はありません。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定するみなし大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。この場合、カラムに数字を記載するに当たっては、単位は千円とし、例えば□,□□1,234,000のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入してください。

21 項番18「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を20の例により記入してください。

ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記入を省略することができます。

22 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した方、その他この申請の内容に係る質問等に対応できる方の氏名、電話番号等を記入してください。常時アクセス可能な E-mail アドレス（携帯電話以外）を記入してください。

3. 国土交通大臣・都道府県知事コード表

別表-1

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

4. 処理の区分

別表-2

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき

11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

5. 分析手数料に係る「郵便振替払込受付証明書」(分析手数料払込票)

払込取扱票											
口座番号(右詰めに記入ください)				金額							
005004				57213							
加入者名	ワイズ公共データシステム株式会社										
払込人住所氏名・通信欄	見本										
受付局日附印											
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認 第 号) これより下部には何も記入しないでください。											

払込金受領証											
右詰めに記入ください				金額							
005004				57213							
加入者名	ワイズ公共データシステム株式会社										
払込人住所氏名											
料金額	円										
特殊取扱											
受付局日附印											

郵便振替払込受付証明書(お客様用) (払込人⇒郵便局⇒払込人)											
口座番号				金額							
005004				57213							
加入者名	ワイズ公共データシステム株式会社										
払込人住所氏名											
※裏面を必ずご確認ください。											受付局日附印
(私製承認 貯金事務センター第 号)											

この払込票の裏面を必ずご確認ください。
分析手数料は裏面を参考にご記入ください。
この振込票は郵便振込専用です。

振込手数料は弊社負担とさせていただきます。

郵便振替払込受付証明書は経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。

代理人申請の場合、払込人住所氏名欄には申請される建設会社の名前をご記入ください。やむを得ず代理人名を記入する場合は、通信欄に「建設分」というように申請会社名をご記入ください。

代理人申請の場合で複数社分をまとめて振り込みご希望の場合、同時に申請する分について承っております。払込人住所氏名・通信欄に代理人の名前とまとめて振り込みをおこなった建設会社の件数を「件分」と記入して頂き、ご申請の際に、弊社指定の用紙(弊社ホームページからダウンロード、もしくは弊社までご請求ください)にまとめて振り込みをした建設会社の名前等をご記入頂き同封してください。

手数料振込後、この郵便振替払込受付証明書を切り取り、経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。

⑤ 財務諸表の作成について

1. 作成にあたっての注意点

財務諸表を作成する際には、平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 87 号に基づいて勘定科目の分類を行ってください。

書式については建設業法施行規則別記様式第 15 号～17 号の 3、25 号の 9 に基づいて作成してください。

なお、本文中においては平成 20 年 3 月 31 日まで有効な財務諸表を旧財務諸表と表します。記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかの方法で表示してください。

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜方式を採用してください。

なお、**免税事業者の方は、税込方式**になります。

受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高がある場合には、注記表の記載要領 1 にかかわらず、注 3(2)にも記載してください。

注記表を記載する場合に、注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載してください。

財務諸表における「新株発行費」は、「株式交付費」となり、自己株式の処分費用も含まれるようになりました。また、「社債」については、償却原価法に基づいて算定された価額で計上されることとなったため、「社債発行差金」は削除されました。2．貸借対照表の摘要をご参照ください。

営業外費用における「支払利息」の意味が変更されました。旧財務諸表では「支払利息割引料及び社債利息」を意味しておりますが、改正後の財務諸表では「支払利息及び社債利息」となりました。3．損益計算書の摘要をご参照ください。

2. 貸借対照表

資産の部

・流動資産

科目	摘要
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる 当座借越（当座預金がマイナス）は他の預金と相殺せず、流動負債の「短期借入金」に計上してください
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する） ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する 不渡手形は決算期後1年以内に弁済を受けられるものは「その他流動資産（不渡手形）」、受けられないことが明らかなものは投資その他の資産「破産債権、更生債権等」に計上してください 営業外受取手形は、受取手形勘定に含まれない
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）の未収額 ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する 兼業事業売上高に係るものは「売掛金」として計上してください
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等 ただし、長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によって完成工事原価に含めたものを除く 兼業事業に係るものは「兼業事業支出金等」として計上してください
材料貯蔵品	手持ちの工事事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの

短期貸付金	決算期後 1 年以内に返済されると認められるもの ただし、当初の返済期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後 1 年以内に費用となるもの ただし、当初 1 年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう 1. 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2. 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後 1 年以内に取り崩されると認められるもの
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる その他に属する資産でその金額が資産の総額の 100 分の 1 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること 仮払税金は、当期において還付される金額以外は法人税、住民税及び事業税に計上してください。詳細につきましては、27 頁を参照してください
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する

・ 固定資産

科目		摘要
(1) 有形固定資産	建物・構築物 1. 建物 2. 構築物	次の建物及び構築物をいう 1. 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備 2. 土地に定着する土木設備又は工作物
	機械・運搬具 1. 機械装置 2. 船舶 3. 航空機 4. 車両運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう 1. 建設機械その他の各種機械及び装置 2. 船舶及び水上運搬具 3. 飛行機及びヘリコプター 4. 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
	工具器具・備品 1. 工具器具 2. 備品	次の工具器具及び備品をいう 1. 各種の工具又は器具で耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む） 2. 各種の備品で耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
	土地	自家用の土地
	建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出

	その他	他の有形固定資産科目に属さないもの その他に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること
(2) 無形固定資産	特許権	有償取得又は有償創設したもの
	借地権	有償取得したもの(地上権を含む)
	のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
	その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの その他に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること ソフトウェアは繰延資産ではなく、無形固定資産に計上してください
(3) 投資その他の資産	投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券 ただし、関係会社株式に属するものを除く
	関係会社株式・関係会社出資金 1. 関係会社株式 2. 関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう 1. 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の株式 2. 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
	長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
	破産債権、更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
	長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
	繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの
	その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金(関係会社に対するものを除く)等他の投資その他の資産科目に属さないもの その他に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する	

・繰延資産

科目	摘要
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社設立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用

社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない）

税法上の繰延資産（共同施設負担金等）は、投資その他の資産に計上してください。

負債の部

・流動負債

科目	摘要
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務 営業外支払手形（設備支払手形等）は、支払手形勘定に含まれない
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む） ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む 工事費に係る未払金とそれ以外の未払金とに必ず区別してください
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む） 借入先が代表者や役員等で無利子のものであっても借入金となりますので短期借入金を含めて計上してください
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの 建設工事に係るものは「工事未払金」、兼業事業に係るものは「買掛金（兼業事業未払金）」に計上してください
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額 確定した決算において法人税がある場合には、必ず計上してください。詳細につきましては、29頁を参照してください
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう 1. 流動資産に属する資産、または流動負債に属する負債に関連するもの 2. 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未成工事受入金	引渡しを完了していない工事についての請負代金の受入高 ただし、長期の未成工事の受入金で工事進行基準によって完成工事高に含めたものを除く
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等

・・・・引当金 1. 修繕引当金 2. 完成工事補償引当金 3. 役員賞与引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること） 1. 完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金 2. 引き渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金 3. 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く）
その他	営業外支払手形等決算期後 1 年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの その他に属する負債でその金額が負債純資産の総額の 100 分の 1 を超えるものについては、当該負債を明示する科目をもって記載すること

・ 固定負債

科目	摘要
社債	会社法（平成 18 年法律第 86 号）第 2 条第 23 号の規定によるもの（償還期限が 1 年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金 借入先が代表者や役員等で無利子のものであっても借入金となりますので長期借入金に含めて計上してください
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
・・・・引当金 1. 退職給付引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること） 1. 役員及び従業員の退職給付に対する引当金
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等 1 年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの その他に属する負債でその金額が負債純資産の総額の 100 分の 1 を超えるものについては、当該負債を明示する科目をもって記載すること

純資産の部

科目	摘要	
株主資本	(1) 資本金	会社法第 445 条第 1 項及び第 2 項、第 448 条並びに第 450 条の規定によるもの
	(2) 新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
	(3) 資本剰余金	1. 会社法第 445 条第 3 項及び第 4 項、第 447 条並びに第 451 条の規定によるもの 2. 資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
	1. 資本準備金 2. その他資本剰余金	
	(4) 利益剰余金	1. 会社法第 445 条第 4 項及び第 451 条の規定によるもの
1. 利益準備金		

	2. その他利益剰余金	
	a. . . . 積立金 (準備金)	a. 株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
	b. 繰越利益剰余金	b. 利益剰余金のうち、利益準備金及び . . . 積立金 (準備金) 以外のもの
	(5) 自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
	(6) 自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
評価・換算差額	(1) 其他有価証券評価差額金	時価のある其他有価証券を期末時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
	(2) 繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
	(3) 土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律 (平成 10 年法律第 34 号) に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
	新株予約権	会社法第 2 条第 21 号の規定によるものから同法第 255 条第 1 項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

3. 損益計算書

・売上高

科目	摘要
完成工事高	工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終総請負高 (請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高) 及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額 ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事高を計上する
兼業事業売上高	建設業以外の事業 (以下「兼業事業」という) を併せて営む場合における当該事業の売上高

・売上原価

科目	摘要
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額

・販売費及び一般管理費

科目	摘要
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む） ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること なお、いずれの場合においても異常なものを除く
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額 ただし、異常なものを除く
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失 ただし、異常なものを除く
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用
営業利益（営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額

・ 営業外収益

科目	摘要
受取利息配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう
1. 受取利息	1. 預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息 ただし、有価証券利息に属するものを除く
2. 有価証券利息	2. 公社債等の利息及びこれに準ずるもの
3. 受取配当金	3. 株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む）
その他	受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう
1. 有価証券売却益	1. 売買目的の株式、公社債等の売却による利益
2. 雑収入	2. 他の営業外収益科目に属さないもの

・ 営業外費用

科目	摘要
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう
1. 支払利息	1. 借入金利息等 手形割引料は含まれません。手形割引料は、手形売却損として「その他」に計上してください
2. 社債利息	2. 社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額 ただし、異常なものを除く
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失 ただし、異常なものを除く
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう
1. 創立費償却	1. 繰延資産に計上した創立費の償却額
2. 開業費償却	2. 繰延資産に計上した開業費の償却額
3. 株式交付費償却	3. 繰延資産に計上した株式交付費の償却額
4. 社債発行費償却	4. 繰延資産に計上した社債発行費の償却額
5. 有価証券売却損	5. 売買目的の株式、公社債等の売却による損失
6. 有価証券評価損	6. 会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
7. 雑支出	7. 他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益（経常損失）	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額

・ 特別利益

科目	摘要
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる

その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益 ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる
-----	---

・ 特別損失

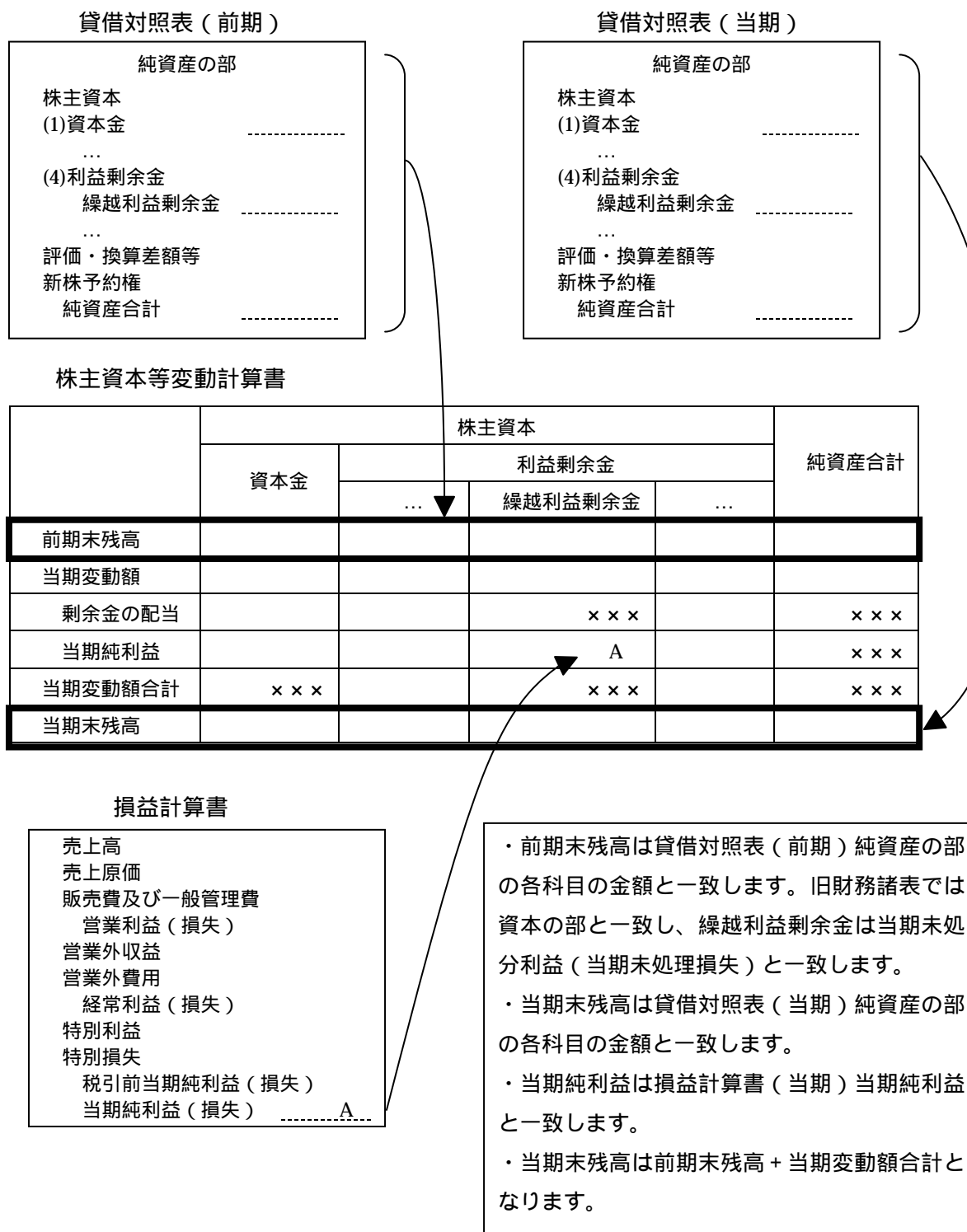
科目	摘要
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失 ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、異常な原因によるたな卸資産評価損、損害賠償金等異常な損失 ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる
税引前当期純利益 （税引前当期純損失）	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税 及び事業税	当該事業年度に税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 （当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする

4. 完成工事原価報告書

科目	摘要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等 工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる
うち労務外注費	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額 ただし、労務費に含めたものを除く
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等のもの
うち人件費	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

5. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書には貸借対照表の純資産の部の各科目の変動を記載します。
下記のように各書類の科目と金額が一致します。



6. 決算期変更等による財務諸表（損益計算書等）の換算が必要です

換算とは決算期変更等により当期が12ヶ月未満である場合に、前期決算の数値を用いて12ヶ月分に計算することをいいます。弊社には換算前の財務諸表と、換算報告書を作成し提出してください。

換算する内容は、損益計算書（売上高から当期純利益までの科目）、完成工事原価報告書、兼業事業売上原価報告書、経営状況分析申請書に記載する当期減価償却実施額になります。

なお、弊社が無償配布している「電子申請支援システム建設業統合版（代理・代行者様向け）」及び「経審マネージャ（建設会社様向け）」では、上記の注意点がシステム化されていますので是非ご利用ください。

換算報告書の書式は、弊社ホームページの「サポート」 - 「各種ダウンロード」 - 「換算報告書」よりダウンロードして頂くか、電話・FAX等でお申し込みください。

7. 「仮払税金」「仮払法人税等」について

「仮払税金」「仮払法人税等」等の科目をもって一時的に処理する場合がありますが、これらの科目は「法人税、住民税及び事業税」の勘定科目に必ず振り替えてください。

説例 仮払税金が計上されている場合

中間申告（予定申告）で法人税 5,000 千円、法人市県民税 1,000 千円、法人事業税 1,500 千円合計 7,500 千円を納付した。決算が確定し、納付税額は、法人税 2,000 千円、法人市県民税 400 千円、法人事業税 600 千円合計 3,000 千円となり、4,500 千円が還付されることとなった。

	訂正前	訂正後
【貸借対照表】		
資産の部	千円	千円
流動資産		
現金預金	65,000	65,000
...		
仮払税金 → 未収還付法人税等	7,500	4,500
...		
流動資産合計	205,000	202,000
固定資産	53,000	53,000
繰延資産		
資産合計	258,000	255,000
純資産の部		
株主資本		
(1)資本金	20,000	20,000

(2)新株式申込証拠金		
(3)資本剰余金		
(4)利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	58,000	55,000
利益剰余金合計	158,000	155,000
純資産合計	178,000	175,000
負債純資産合計	258,000	255,000

【損益計算書】

特別損失

税引前当期純利益	9,000	9,000
法人税、住民税及び事業税	0	3,000
当期純利益	9,000	6,000

【株主資本等変動計算書】

訂正前

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		49,000		169,000
当期変動額				
当期純利益		9,000		9,000
当期変動額合計				
当期末残高		58,000		178,000

訂正後

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		49,000		169,000
当期変動額				
当期純利益		6,000		6,000
当期変動額合計				
当期末残高		55,000		175,000

翌期の処理

翌期において仮払税金に計上した金額を法人税、住民税及び事業税に計上した場合

(仕訳) (借) 法人税、住民税及び事業税	3,000	(貸) 仮払税金	3,000
	訂正前		訂正後
税引前当期純利益	10,000		10,000
法人税、住民税及び事業税	7,000	→	4,000
当期純利益	3,000	→	6,000

8. 「仮払消費税」「仮受消費税」について

「仮払消費税」「仮受消費税」は決算時にそのままにせず相殺処理してください。相殺処理する場合には、中間納付税額（説例 では 400 千円）を差し引いた確定納付税額（説例 では 350 千円）が「未払消費税」になります。通常、仮受消費税と仮払消費税の差額が納税額となりますが、簡易課税を選択した場合等納付税額に差額が生じる場合には、その差額を営業外収益又は営業外費用の「その他」等に計上します。また、還付の場合には還付税額が「未収消費税」になります。

説例 納税する場合

（借方）仮受消費税	2,500（千円）	/	（貸方）仮払消費税	1,500（千円）
			仮払金（租税公課）	400（千円）
			未払消費税	350（千円）
			その他営業外収益	250（千円）

説例 還付金が発生する場合

（借方）仮受消費税	2,500（千円）	/	（貸方）仮払消費税	3,000（千円）
未収消費税	900（千円）		仮払金（租税公課）	400（千円）

なお、下請工事が決算期末に完成しない場合には、下請業者に支払った工事代金にかかる消費税等が仮払消費税等として計上されていることがあります。この仮払消費税等については相殺処理する必要はありません。

9. 「未払法人税等」「法人税、住民税及び事業税」について

決算時に法人税がある場合は、「未払法人税等」「法人税、住民税及び事業税」を必ず計上してください。住民税均等割だけの場合であっても、決算をするときに「未払法人税等」「法人税、住民税及び事業税」に計上するようにしてください。

説例 未払法人税等・法人税、住民税及び事業税が計上されていない場合

	訂正前	訂正後
	千円	千円
【貸借対照表】		
負債の部		
流動負債		
支払手形	6,000	6,000
・・・		
未払法人税等		700
・・・		
流動負債合計	25,000	25,700

固定負債			
固定負債合計	10,000	10,000	
負債合計	35,000	35,700	
純資産の部			
株主資本			
(1)資本金	20,000	20,000	
(2)新株式申込証拠金			
(3)資本剰余金			
(4)利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
繰越利益剰余金	10,000	9,300	
利益剰余金合計	10,000	9,300	
純資産合計	30,000	29,300	
負債純資産合計	65,000	65,000	
【損益計算書】			
特別損益の部			
税引前当期純利益	2,070	2,070	
法人税、住民税及び事業税	70	770 (700)	
当期純利益	2,000	1,300 (1,370)	

【株主資本等変動計算書】

訂正前

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		8,000		28,000
当期変動額				
当期純利益		2,000		2,000
当期変動額合計				
当期末残高		10,000		30,000

訂正後

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		8,000		28,000
当期変動額				
当期純利益		1,300		1,300
当期変動額合計				
当期末残高		9,300		29,300

翌期の処理

「未払法人税等」「法人税、住民税及び事業税」を計上したことにより建設業用財務諸表の金額が決算額と異なった場合、翌期の決算額とも異なります。翌期の建設業用財務諸表は当期の建設業用財務諸表の金額に合わせて作成するようにしてください。

翌期において、適正に未払法人税等（翌期分 800 千円）を計上した場合

	800	(貸) 未払法人税等	800
	訂正前		訂正後
税引前当期純利益	2,000		2,000
法人税、住民税及び事業税	1,500	—————▶	800
当期純利益	500	—————▶	1,200

【株主資本等変動計算書】

訂正前

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		10,000		30,000
当期変動額				
当期純利益		500		500
当期変動額合計				
当期末残高		10,500		30,500

訂正後

	株主資本			純資産合計
	・・・	繰越利益剰余金	・・・	
前期末残高		9,300		29,300
当期変動額				
当期純利益		1,200		1,200
当期変動額合計				
当期末残高		10,500		30,500

法人税、住民税及び事業税、繰越利益剰余金（前期末残高）をそれぞれ 700 千円ずつ減らして、繰越利益剰余金（当期末残高）を合わせます。

当期の未払法人税等、法人税、住民税及び事業税の計上についても適正に処理してください。

⑥ 様式(雛形)

1. 兼業事業売上原価報告書(雛型)

様式第二十五号の九(第十九条の四関係)

(用紙A4)

兼業事業売上原価報告書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)

千円

兼業事業売上原価

期首商品(製品)たな卸高

当期商品仕入高

当期製品製造原価

合 計

=====

期末商品(製品)たな卸高

△ _____

兼業事業売上原価

=====

(当期製品製造原価の内訳)

材 料 費

労 務 費

経 費

(うち 外注加工費)

(_____)

小計(当期総製造費用)

=====

期首仕掛品たな卸高

計

=====

期末仕掛品たな卸高

△ _____

当期製品製造原価

=====

記載要領

- 1 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)に係る売上原価について記載すること。
- 2 二以上の兼業事業を営む場合はそれぞれの該当項目に合算して記載すること。
- 3 「(当期製品製造原価の内訳)」は、当期製品製造原価がある場合に記載すること。
- 4 「兼業事業売上原価」は損益計算書の兼業事業売上原価に一致すること。
- 5 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

2. 当期減価償却実施額、受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高（雑型）

当期減価償却実施額、受取手形割引高等に関する補足書類

ワイズ公共データシステム株式会社

代表取締役 藤 井 正 紀 殿

申請者

経営状況分析の評点の算出に当たって必要となる審査対象事業年度（当期）、前審査対象事業年度（前期）、前々審査対象事業年度（前々期）の「当期減価償却実施額」、「受取手形割引高」及び「受取手形裏書譲渡高」の額について、下記のとおり報告します。

記

	当 期	前 期	前々期
当期減価償却実施額			千円
受取手形割引高	千円	千円	千円
受取手形裏書譲渡高	千円	千円	千円

（注）

- 1．該当科目の金額がない場合は、ゼロをご記入ください。
- 2．金額は千円単位で記入し、千円未満の端数は切り捨ててご記入ください。
- 3．「当期減価償却実施額」は、決算月が12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月に換算した金額をご記入ください。また、当期及び前期の金額は、経営状況分析申請書への記載が必要になります。
- 4．「受取手形割引高」、「受取手形裏書譲渡高」は、注記表または注の該当箇所に記載をして頂ければ記入不要になります。

前々期の「当期減価償却実施額」、当期、前期、前々期の「受取手形割引高」及び「受取手形裏書譲渡高」の確認書類（経営状況分析申請書や経営状況分析結果通知書等）が揃わない場合は、この頁をコピーし、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

⑦ 電子申請について

1. 電子申請を行うときの注意事項

入力したデータは、ワイズ公共データシステムへの電子申請に利用することができます。

使用するシステムは、

「Wisdom2008 経審計算書類作成システム」

「電子申請支援システム 建設業統合版」の「経審計算書類作成システム」

「経審マネージャ」

いずれかのシステムの最新バージョンとなります。

(はワイズ、 はワイズ公共データシステム製品)

ワイズ公共データシステムでは、電子申請以外のこれまでどおりの紙での申請も受け付けております。

提出の際には次の点にご注意ください。

1. 電子データには、下記1)～6)のデータ(初回は3期分)が入力されていることが必要です。

- 1) 経営状況分析申請書
- 2) 貸借対照表
- 3) 損益計算書
- 4) 完成工事原価報告書(法人のみ)
- 5) 株主資本等変動計算書(法人のみ)(旧商法に基づく場合は利益処分)
- 6) 兼業事業売上原価報告書
- 7) 注記表

審査対象事業年度については全て入力して頂き、前期、前々期につきましては当期減価償却実施額の入力が必要になります。

2. フロッピーディスクのラベルには以下の内容をご記入ください。

- ・許可番号
- ・会社名(個人の場合は氏名)
- ・審査基準日

3. 提出された電子データは、内容確認作業を経た後に経営状況分析計算されますが、基本的には提出時のデータがそのまま処理されます。提出前に十分な確認を行ってください。

2. データの作成方法

「電子申請支援システム 建設業統合版」、「経審マネージャ」、「Wisdom2008 経審計算書類作成システム」のいずれかのシステムでデータの入力、電子申請用データ作成を行ってください。

システムの操作方法、データの入力方法、オンライン(インターネット)申請につきましては、それぞれの操作マニュアル、研修テキスト等をご覧ください。

⑧ 経営状況分析の8指標

1. 分析指標 (X1 ~ X8) の意味と算出方法 (単独決算の場合)

	分析指標	算出式	上限値	下限値
負債抵抗力指標	純支払利息比率 (X1)	$\frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$	-0.3%	5.1%
	負債回転期間(X2)	$\frac{\text{負債合計}}{\text{売上高} \div 12}$	0.9	18.0
収益性・効率性指標	総資本売上総利益率(X3)	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本 (2期平均)}} \times 100$	63.6%	6.5%
	売上高経常利益率(X4)	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1%	-8.5%
財務健全性指標	自己資本対固定資産比率(X5)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$	350.0%	-76.5%
	自己資本比率(X6)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	68.5%	-68.6%
絶対的力量指標	営業キャッシュフロー (絶対額) (X7)	$\frac{\text{営業キャッシュフロー}}{1 \text{ 億}} \text{ (2期平均)}$	15.0	-10.0
	利益剰余金 (絶対額) (X8)	$\frac{\text{利益剰余金}}{1 \text{ 億}}$ 営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却費 ± 引当金増減額 - 法人税住民税及び事業税 ± 売掛債権増減額 ± 仕入債務増減額 ± 棚卸資産増減額 ± 受入金増減額	100.0	-3.0

経営状況の評点： $Y = 167.3 \times A$ (経営状況点数) + 583

経営状況点数： $A = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4$

$+ 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$

算出方法の補足説明	それぞれの指標の意味
<p>売上高の額は、審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額とする。 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。 純支払利息比率は、純支払利息の額を売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を百分比で表したものとす。</p> <p>1月当たり売上高は、売上高（純支払利息比率(X1)の売上高の額）の額を12で除して得た数値とする。 負債回転期間は、基準決算における流動負債及び固定負債の合計の額を1月当たり売上高で除して得た数値（その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）とする。</p>	<p>純支払利息（実質的な利息負担額）が売上高に占める割合を示す指標。 有利子負債の期中の平均残高、借入利率の違いを反映した数値であり、低いほどよい。</p> <p>期末における負債総額が月商の何ヵ月分になるかを示す指標。 低いほど負債の支払能力あると考えられ、低いほどよい。</p>
<p>総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計の額とする。 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完成工事総利益の額）とする。 総資本売上総利益率は、売上総利益の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における総資本の額の平均の額（その平均の額が3000万円に満たない場合は、3000万円とみなす）で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を百分比で表したものとす。</p> <p>経常利益の額は、審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額）とする。 売上高経常利益率は、経常利益の額を売上高（純支払利息比率(X1)の売上高の額）の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を百分比で表したものとす。</p>	<p>企業の調達した資本がどの位売上総利益を獲得したかを示す指標。この指標は、売上総利益/売上高（売上高利益率）×売上高/総資本（資本回転率）とに分解されるので、売上高売上総利益率の高さと資本の回転状況により変化する。 この指標の値が高いほど資本を効率よく運用していると考えられるので、高いほどよい。</p> <p>企業の経常的な活動において、得られた収入（売上高）からどれだけ効率的に利益をあげているかを示す指標。 高いほど効率的に利益をあげていると考えられ、高いほどよい。</p>
<p>自己資本対固定資産比率は、基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を百分比で表したものとす。</p> <p>自己資本比率は、基準決算における自己資本の額を基準決算における総資本の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を百分比で表したものとす。</p>	<p>固定資産と自己資本の対応関係を示す指標。 固定資産の取得資金が自己資本によって調達されている方がよいので、この比率は高いほどよい。</p> <p>自己資本が総資本に占める割合を示す指標。 企業の運営は他人資本（負債）に頼らず自己資本で運営する方がよいので、この比率は高いほどよい。</p>
<p>営業キャッシュフローの額は経常利益の額（売上高経常利益率(X4)の経常利益の額）に減価償却実施額（平均利益額の減価償却実施額）を加え、法人税、住民税及び事業税の額を控除し、引当金の増減額、売掛債権の増減額、仕入債務の増減額、棚卸資産の増減額、受入金の増減額を加減したものを一億で除して得た数値とする。</p> <p>審査対象年における営業キャッシュフローの額及び前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の額については、審査対象年における営業キャッシュフローの額及び前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の数値（その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）とする</p> <p>引当金 = 基準決算における貸倒引当金（増の場合は加算、減の場合は減算） 法人税、住民税及び事業税の額 = 審査対象事業年度における法人税、住民税及び事業税の額とする。 売掛債権 = 基準決算における受取手形 + 完成工事未収入金（増の場合は減算、減の場合は加算） 仕入債務 = 基準決算における支払手形 + 工事未払金（増の場合は加算、減の場合は減算） 棚卸資産 = 基準決算における未成工事支出金 + 材料貯蔵品（増の場合は減算、減の場合は加算） 受入金 = 基準決算における未成工事受入金（増の場合は加算、減の場合は減算） 増減額：（基準決算の額） - （基準決算の直前の審査基準日の額）</p> <p>利益剰余金の額は、基準決算における利益剰余金合計の額（個人である場合においては純資産合計の額）を一億で除して得た数値（その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）とする。 なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、国総建第269号(平成20年1月31日)1の(1)のチの若しくはに掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの純支払利息の額、(3)のロの売上総利益の額、(4)のイの経常利益の額及び(7)のイの法人税住民税及び事業税の額は1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。 上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(1)及び(2)に掲げる項目については最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。</p> <p>国総建第269号 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/keishinkaisei/siryoutiran/11.pdf</p>	<p>営業活動により獲得したキャッシュフローの大きさを1億円単位で示した指標。 この指標は大きいほどよい。</p> <p>会社内部に留保された利益剰余金の大きさを1億円単位で示した指標。 利益剰余金とは、企業がこれまでに獲得した利益から配当等で社外流出した金額を差し引いたもので、この指標は大きいほどよい。</p>

⑨ その他注意点

1. 経営状況分析結果通知書

弊社では、建設業法第二十七条の二十五に基づき、申請者に様式第二十五号の十（第十九条の五関係）経営状況分析結果通知書を送付しています。正本を2枚お送りいたしますので、1枚を控え用、予備用としてご利用ください。

2. 特殊事例について

合併、会社分割、企業集団、持株会社、経営再建、外国建設業者の場合には、経営状況分析を申請する前に各行政庁に申請方法、提出書類等を含めて相談してください。

合併（又は事業譲渡）、会社分割、経営再建（会社更生、民事再生、特定調停）の場合に弊社にご提出いただく財務諸表については、**公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明**が必要となります。合併、会社分割、企業集団、持株会社、経営再建、外国建設業者については、弊社ホームページ（<http://www.wise-pds.jp/support/question/default.htm>）に審査基準日、財務諸表の作成方法について例示してございますのでご参考にしてください。なお、特殊事例につきましては電話相談をお薦めしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

3. 建設工事の種類ごとの総合評定値の算出方法

経営状況の評点は、国土交通省北海道開発局・各地方整備局長、内閣府沖縄総合事務局長又は都道府県知事において建設工事の種類ごとの総合評定値の算定に用いられます。

総合評定値（P）＝0.25× X_1 ＋0.15× X_2 ＋0.20×Y＋0.25×Z＋0.15×W

X_1 ＝許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 ＝自己資本額及び職員数に係る評点

Y＝経営状況の評点

Z＝建設業の種類別の技術職員の数の評点

W＝その他の審査項目（社会性等）の評点

4. 虚偽記載への罰則の適用

建設業法第50条及び第52条により、経営状況分析申請書、経営状況分析の申請及び経営規模等評価の申請に必要な国土交通省令で定める書類（財務諸表等）に虚偽の記載をして提出した場合、登録経営状況分析機関が、経営状況分析のために必要であると認めて申請者である建設業者に報告又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告又は資料を提出しない、あるいは虚偽の報告や虚偽の資料を提出した場合は罰則の適用となります。この罰則が適用されると、許可の取消しを受け、5年間は改めて許可を受けることができないこととなります。

5. 経営規模等評価結果・総合評定値と入札参加資格申請

建設会社が建設工事等に関する入札参加資格申請を行う場合、経営規模等評価や総合評定値請求をしていることを申請の要件としている場合や、経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書、経営状況分析結果通知書、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書類の控え等の提出を求められることがあります。これらの通知書又は申請書の控えは、大切に保存してください。

ワイズ公共データシステム株式会社

〒380-0815 長野県長野市田町 2120-1

TEL.026-232-1145 FAX.026-232-1190

<http://www.wise-pds.jp>

経営状況分析 解説 & 申請の手引き

2004年7月25日 初版発行

2008年2月15日 第5版発行

本冊子の無断転載・複写を禁止します。

内容に関するお問い合わせは上記連絡先へお願いします。

編集・発行 ワイズ公共データシステム株式会社